

千代田区の工事・業務委託契約や 指定管理施設で働く皆さんには

千代田区公契約条例の

賃金下限額

が適用 されています

区発注の工事や業務委託契約・指定管理施設に従事する方の適正な労働環境を確保し、公共サービスの質の確保・向上に資することを目的とした条例です。

工事や業務委託契約の受注者、指定管理者、千代田区のいずれかに申し出ることができます。
申し出等をしたことを理由に、解雇・契約解除などの不利益な取り扱いを受けることはありません。

千代田区
公契約条例
とは

皆さんの
賃金を
確認して
ください

賃金下限額
を下回って
いたら

ご自身の1時間当たりの賃金と、職種や業務に応じた条例で定めた賃金下限額を比べてください。
賃金下限額は、千代田区ホームページに記載しています。

お問い合わせ

千代田区政策経営部契約課

〒102-8688

千代田区九段南1-2-1

電話

03-5211-4156

FAX

03-3221-7080

メール

keiyaku@city.chiyoda.lg.jp

賃金下限額など詳しくは

千代田区公契約条例

で

検索



千代田区

1. 工事又は製造の請負契約に係る賃金下限額一覧(令和7年度)

(単位:円/1時間あたり)

職種	賃金下限額	職種	賃金下限額	職種	賃金下限額
特殊作業員	3,363	さく岩工	4,455	左官	3,712
普通作業員	3,015	トンネル特殊工	4,027	配管工	3,217
軽作業員	2,081	トンネル作業員	3,487	はつり工	3,386
造園工	3,048	トンネル世話役	4,556	防水工	4,061
法面工	3,757	橋りょう特殊工	3,915	板金工	3,847
とび工	3,701	橋りょう塗装工	3,993	タイル工	3,048
石工	3,690	橋りょう世話役	4,567	サッシ工	3,611
ブロック工	3,431	土木一般世話役	3,645	屋根ふき工	3,813
電工	3,667	高級船員	4,297	内装工	3,712
鉄筋工	3,667	普通船員	3,465	ガラス工	3,555
鉄骨工	3,330	潜水士	5,613	ダクト工	3,330
塗装工	3,881	潜水連絡員	4,106	保温工	3,116
溶接工	4,162	潜水送気員	3,982	設備機械工	3,150
運転手(特殊)	3,431	山林砂防工	3,611	交通誘導警備員A	2,272
運転手(一般)	2,857	軌道工	6,457	交通誘導警備員B	1,980
潜かん工	4,162	型わく工	3,566		
潜かん世話役	4,983	大工	3,420		

2. 業務委託、指定管理に係る賃金下限額一覧(令和7年度)

(単位:円/1時間あたり)

職種	賃金下限額	職種	賃金下限額	職種	賃金下限額
警備員	1,463	清掃員	1,344	栄養士	1,592
保全管理員	1,969	介護職	1,344	保健師・看護師	1,634
上記以外の職種	1,335				

3. その他

皆様が安心して仕事ができるように、健康保険や労災保険など社会保険に加入しましょう。

●問い合わせ

千代田区 政策経営部 契約課 (〒102-8688 千代田区九段南1丁目2番1号)
 電話 03-5211-4156
 FAX 03-3221-7080
 メール keiyaku@city.chiyoda.lg.jp